

第 7 期 中 間 決 算 公 告

平成18年12月18日

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
株式会社 新生銀行
代表執行役社長 ティエリー ポルテ

中間貸借対照表 (平成18年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	137,839	預 渡 性 預 金	4,665,697
コ ー ル 口 一 金 債 権	20,000	債 券 一 マ ネ 一	348,388
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	27,215	コ ー ル マ ネ 一	759,501
買 入 金 銭 債 権	63,778	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	449,989
特 定 取 引 資 産	393,601	特 定 取 引 負 債	41,407
金 銭 の 信 託	628,396	借 用 金	98,099
有 価 証 券 金	2,049,116	外 国 為 替 債 権	320,850
貸 外 国 為 替 資 産	4,683,764	社 会 其 他 負 債	286
そ の 他 定 資 産	13,908	賞 与 引 当 金	459,492
形 固 定 資 産	238,584	退 職 給 付 引 当 金	328,503
無 償 延 税 承 諾 支 払 倒 引 当	21,337	支 払 承 諾 引 当 金	5,379
	13,694	負 債 の 部 合 計	161
	29,537		21,544
	21,544	(純 資 産 の 部)	
	△98,492	資 本 剰 余 金	451,296
		資 本 準 備 金	18,558
		利 益 剰 余 金	18,558
		利 益 準 備 金	418,150
		そ の 他 利 益 剰 余 金	8,567
		繰 越 利 益 剰 余 金	409,583
		自 己 株 式	409,583
		株 主 資 本 合 計	△136,538
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	751,467
		繰 延 へ ッ ジ 損 益	△ 1,397
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 5,687
		新 株 予 約 権	△ 7,084
		純 資 産 の 部 合 計	260
			744,643
資 産 の 部 合 計	8,243,944	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,243,944

中間損益計算書 (平成18年 4 月 1 日から
平成18年 9 月 30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		115,397
資金運用収益	59,282	
(うち貸出金利息)	(31,725)	
(うち有価証券利息配当金)	(20,731)	
役員取引等収益	12,010	
特定取引収益	9,296	
その他業務収益	10,608	
その他経常収益	24,199	
経常費用		89,038
資金調達費用	32,144	
(うち預金利息)	(13,458)	
(うち債券利息)	(1,558)	
役員取引等費用	5,774	
特定取引費用	224	
その他業務費用	4,480	
営業経費用	39,846	
その他経常費用	6,567	
経常利益		26,358
特別利益		12,828
特別損失		378
税引前中間純利益		38,808
法人税、住民税及び事業税		△1,625
法人税等調整額		△1,150
中間純利益		41,584

(中間貸借対照表の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積りに当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

3. 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

従来、その他有価証券が関連法人等株式に該当することになった場合は、時価で関連会社株式に振替え、「株式等評価差額金（当中間期より、「その他有価証券評価差額金」として表示）」及び「繰延税金負債（中間貸借対照表では「繰延税金資産」と相殺して表示）を計上しておりましたが、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 平成12年1月31日）が平成18年4月27日付で一部改正され、平成18年4月1日以後開始する中間期から適用されることになったことに伴い、当中間期において、「株式等評価差額金（当中間期より、「その他有価証券評価差額金」）」及び「繰延税金負債」を振戻す会計処理を実施しております。これにより、従来の方法に比べて「有価証券」中の関連法人等株式が4,951百万円、「その他有価証券評価差額金」が2,936百万円減少し、「繰延税金資産」が2,014百万円増加しております。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3.と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
6. 売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
7. 有形固定資産の減価償却は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については定額法、その他の動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 13年～50年

動 産 2年～15年

8. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

9. 繰延資産は、次のとおり処理しております。

(1) その他資産のうち社債発行費は、従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する中間期から適用されることになったことに伴い、当中間期から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却することとしております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

(2) 債券繰延資産（債券発行費用）は、従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する中間期から適用されることになったことに伴い、当中間期から同実務対応報告を適用し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

(3) 従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成18年8月11日）が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する中間期から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額とすることとしております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

10. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記25.の貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,377百万円であります。

また、貸倒実績率については、従来、過去三算定期間の平均値により算出しておりましたが、急速な貸倒実績の減少により算定基礎としての合理性が低下したことから、当中間会計期間より、貸倒実績の観測可能な平成10年度以降の全算定期間の平均値により算出する方式と従来方式のいずれか高い値を採用することといたしました。この結果、従来方式と比較して、貸倒引当金が21,082百万円増加し、特別利益が同額減少しております。

12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

13. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は28百万円（税効果額控除前）であります。

16. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより

ヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

17. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
18. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
19. 当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。
20. 関係会社の株式及び出資総額 480,233 百万円
21. 有形固定資産の減価償却累計額13,573百万円
22. 有形固定資産の圧縮記帳額2,985百万円
23. 貸出金のうち、破綻先債権額は232百万円、延滞債権額は8,117百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

24. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は53百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
25. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,235百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
26. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,638百万円であります。

なお、23.から26.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

27. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当中間期末残高の総額は、125,737百万円であります。
28. 貸出債権証券化(CLO - Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間期末残高の総額は、183,646百万円であります。なお、当行は上記に係るCLOの劣後受益権を67,373百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額251,019百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
29. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は199百万円であります。
30. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	10百万円
特定取引資産	41,415百万円
有価証券	271,984百万円
貸出金	95,000百万円

担保資産に対応する債務

預金	598百万円
債券貸借取引受入担保金	41,407百万円
借入金	53,600百万円
支払承諾	908百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券174,966百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は328百万円、保証金は5,121百万円であります。

31. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金107,500百万円が含まれております。
32. 社債には、劣後特約付社債433,243百万円が含まれております。
33. 1株当たりの純資産額382円16銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間期から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

34. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (△は損) (百万円)
国債	314,437	313,112	△ 1,324
社債	32,472	32,476	4
合計	346,909	345,589	△ 1,320

関連法人等株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連法人等株式	15,150	16,644	1,494

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (△は損) (百万円)
株式	4,294	4,530	235
債券	649,822	646,749	△ 3,073
国債	392,001	388,808	△ 3,192
地方債	71,796	71,764	△ 31
社債	186,024	186,175	151
その他	273,954	275,217	1,235
合計	928,071	926,496	△ 1,601

(注) 「その他」は主として外国債券であります。

なお、上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額 (益) 27百万円は含まれておりません。

上記の評価差額 (損) 1,601百万円に、時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券の評価差額 (益) 204百万円を加えた額 (損) 1,397百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

当中間期において、その他有価証券で時価のあるものについて、268百万円の減損処理を行っております。

35. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	361,009
子会社・子法人等株式	354,990
関連法人等株式	6,019
その他有価証券	197,962
非上場株式	4,688
非上場地方債	4
非上場社債	131,421
非上場外国証券	47,194
その他	14,653

36. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計 上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭 の信託	91,510	91,510	—

なお、満期保有目的の金銭の信託はありません。

37. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは72,471百万円であります。

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,117,837百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが2,873,461百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	80,868百万円
貸倒引当金及び貸出金償却損金	
算入限度超過額	41,450
有価証券価格償却超過額	20,194
退職給付引当金繰入超過額	7,536
その他	<u>20,988</u>
繰延税金資産小計	171,039
評価性引当額	<u>△140,003</u>
繰延税金資産合計	31,035
繰延税金負債	
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	<u>1,498</u>
繰延税金負債合計	<u>1,498</u>
繰延税金資産の純額	<u>29,537百万円</u>

40. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間期から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に区分のうえ表示しております。

なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は750,070百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

41. 「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日）が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
42. 平成18年11月15日開催の取締役会において、会社法178条の規定に基づき、自己株式181,443千株（当中間期末株式数）のうち普通株式85,000千株の消却を決議し、平成18年11月16日に消却手続きは完了いたしました。
43. 当行の関連法人等であるBlueBay Asset Management Limitedの普通株式のロンドン株式市場への上場の際し、当行が保有する同社株式を売却いたしました。
- ①当該事象の発生年月日
- | | |
|-----------|-------------|
| 売出引受契約締結日 | 平成18年11月17日 |
| 売渡期日 | 平成18年11月22日 |
- ②当該事象の内容
- | | | |
|----------|------------------------------------|----------|
| 売却株式 | BlueBay Asset Management Limited株式 | 20,000千株 |
| 売却株式の簿価 | 965百万円 | |
| 売却価格の総額 | 13,424百万円（60,000千英ポンド） | |
| 売却後の持分比率 | 5.25% | |
- ③当該事象の損益に与える影響
- これにより、関連法人等株式売却益11,519百万円を平成19年3月期の特別利益として計上する予定であります。
44. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 21.36%

(中間損益計算書の注記)

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額29円16銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額20円91銭

4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5. その他経常収益には、金銭の信託運用益15,672百万円を含んでおります。

6. 特別利益には、貸倒引当金取崩額12,807百万円を含んでおります。